

国民年金

保険料はきちんと納めましょう

保険料は、納付期限(納付対象月の翌月の末日。ただし、その日が土日、祝日等に当たる場合はその翌営業日)までに納めなければ、思わぬ事故などで障がいが残ったり、生計を維持している方が亡くなったときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

また、納付期限から2年を経過すると納付することができなくなり、将来、受給する老齢基礎年金の額が少なくなったり、受けられない場合もあります。

納付書で納付

保険料の納付は、社会保険庁から送付されてくる「納付案内書」により、納付期限までに金融機関・郵便局・コンビニエンスストア、またはお近くの社会保険事務所で納めてください。

お得な前納制度があります

将来の一定期間の保険料をまとめて納めると割引される、お得な割引制度があります。前納を希望される場合は、社会保険事務所にご相談ください。

便利で確実な口座振替も

口座振替は、あなたの指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされるため、納め忘れや金融機関に出向く必要がなくなります。なお、口座振替でも、1年前納(毎年4月)や半年前納(毎年4月と10月)もできます。

手続きは、金融機関・郵便局の窓口で手続きしてください。

国民健康保険課国民年金担当
☎72-3122

国民健康保険

国民健康保険税の未納はありませんか

国民健康保険税を長期に渡って滞納している世帯主は「被保険者証」の返還の対象となります。ただし、国民健康保険税の納税義務は変わりません。

「被保険者証」の返還の該当世帯主には、「被保険者証返還命令通知書」の後、「国民健康保険被保険者資格証明書交付決定通知書」により通知し被保険者資格証明書を交付します。

被保険者資格証明書を交付されると

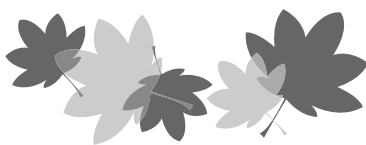
- ①病院の窓口で診療費用の全額を支払う
- ②療養費等の現金給付の支払いを全部または一部を一時差し止めした後、「滞納額控除通知書」により通知し、滞納額を控除する

こととなります。

なお、国民健康保険税の未納税額には、延滞金が加算されるほか土地・建物、給与などの財産の差し押さえを実施しますので、納期限までに忘れず納税してください。また、納税には便利で安心な口座振替をご利用ください。

第4期の納期限は11月1日(月)です。
納期限までに忘れず納税してください。

国民健康保険課国保賦課収納担当
☎72-3123



秋の全道火災予防運動

今年1月から8月末の間に石狩市内では23件の火災が発生し、うち16件が住宅や作業場などの建物の火災です。

10月15日(金)から31日(日)は「秋の全道火災予防運動」期間です。暖房機器などの使用により火災が発生しやすい時季を迎えるため、火災の発生を防止して焼死事故や財産の損失を防ぐことを目的に全道的に行われる運動です。

「秋の火災予防運動」期間中、石狩消防署では「防火パークゴルフ大会」を開催し火災予防を呼び掛けます。

防火パークゴルフ大会

対象 市民(通勤者可)
日時 10/19(火)
7:30(受付開始)~13:00ころ
場所 緑苑台パークゴルフ場
定員 180人(先着順)
参加費用 無料
プレー代等 年間利用券、道具をお持ちでない方は自己負担となります。65歳以上200円、65歳未満300円、道具100円
申込期間 10/5(火)~7(木) 7:00~17:00
※申込用紙は緑苑台パークゴルフ場にあります。
問合せ 石狩消防署予防課
※当日、申込者以外がプレーすることはできません。

石狩消防署予防課 ☎74-7165

消費生活相談

携帯に有料サイトの請求がきた!

Q. 携帯電話に届いたメールを開くとアドレスがあり、「入口」をクリックしたらアダルトサイトにつながったのですがすぐ切ったが、その後、入会料2万円の請求メールが届いた。クリックの際、気付かなかったが、スクロールすると「利用規約」があり、「入口をクリックした時点で入会と見なす。入会料2万円」と記載されていた。どうしたらよいか。

A. このように、覚えのない送信者からのメールを開き、文中のアドレスからアクセスしたため、有料サイトの料金を請求されるという苦情が多発しています。期限内に入金すれば会費が半額になるなどといった、巧みに入金させようとする業者もあります。また、加入携帯電話会社が同じ利用者間の場合は、電話番号でメールを送ることができますが、この方法は、アクセスしてきた人の携帯電話番号が相手方に把握されてしまうため、後日、電話で入金の催促がくるというケースもあります。

インターネット上で利用者が契約するに当たり、画面に意思確認できる措置を講じていない場合、錯誤(勘違い)があったとして、原則その契約が無効になると電子消費者契約法で定められています。トラブルに巻き込まれないためにも、

- ①見覚えのない送信者のメールに記載されたアドレスは不用意に開かない
- ②有料・無料にかかわらず利用規約は必ず読む
- ③全く覚えのない請求(架空請求)は業者に問い合わせず無視する

ことです。

なお、業者からの請求に「面倒だから」といって応じると、その後、次々請求がくることがあります。支払う前にご相談ください。

石狩市消費生活相談窓口 ☎75-2282
石狩消費者協会相談窓口 ☎72-2432

「放任」

「放任」の言葉の裏には「子どもに嫌われたくない」、「向き合うことがおっくう」などの理由が潜んでいることも…。



Profile

市川 啓子 いちかわ けいこ

1970年、東北大学大学院修了。障がい児教育等に携わり、現在は北海道大学非常勤講師、北海道家庭教育カウンセラー、石狩市子ども相談センターなど、臨床心理士として活躍中。

親の過保護や過干渉が、子どもの心の育ちに悪影響を及ぼす危険性があることについて先月号で述べましたが、「放任」もまた困った養育態度の一つです。

「放任」とは、文字どおり投げっぱなしの状態のことですが、昔の放任と現代のそれとはやや趣きが異なるようです。現在50代以上の人の大多数は、親が日々の生活の糧を得るのに忙しく、子どもに手をかける暇がないといった意味での放任の中で育ちました。一方、現代の放任は時間的なゆとりはあるのに、子どもにしっかりと向き合えないという形で現れているように思われます。

相談

中学2年の女子の母です。幼いころから、子どもの個性を伸ばすためには、伸び伸びと育て

思春期で急激に行動が変化することはよく見られますし、落ち着いてきます。むやみにしかりつけたり、行動を制限した

アドバイス

ることが大切だと思いい、できるだけ、しからぬようにしてきました。小学校の時は問題がなかったのですが、中学に入ってから急に派手な服装を好むようになり、友達と街に出かけては遅く帰るようになりました。注意しても全く無視されるか、汚い言葉が返ってくるだけです。父親は見ても見ぬふりをしていて、相談しても「おまえの育て方が悪いからだ」というだけで取り合ってくれません。最近では、本人の問題だからとあきらめていますが、母の財布からお金を抜き取って出かけることもあるので困っています。

りするのはかえって逆効果になることがありますので注意が必要です。どうしても親として譲れないことは、はっきりと娘さんに伝えることが大事です。幼い時から伸び伸びと育ててきたとのことですが、そのことが、子どもの中に「何をやっても許される」といった意識を植えつけてしまっていないでしょうか？ 子どもをしっかりと見えない物分かりのよい親のように見えますが、実は子どもに嫌われたくないとか、向き合うことがおっくうだからという理由が潜んでいることがあります。

それまで放任だった親が急に子どもに向かい合った場合、子どもは圧迫感を感じ反抗的な行動をとりますので、いろいろな摩擦が起きますが、あきらめずに親の考えを伝えてください。やって良いこと、悪いこととの区別をこの年齢になって身に付けさせるには親の側に相当な覚悟が必要です。両親が考えを一致させて思春期の揺れる心を理解しつつも、毅然とした態度を示すことが大事です。

巡回児童相談【完全予約制】 子ども相談センター TEL 72-3195(直通)

児童の発達、言葉のおくれ、療育手帳の判定、非行、しつけなど18歳未満の児童に関する相談をお受けします。

◎日時/10月25日(月) 午前10時～午後4時 ◎場所/りんくる3階会議室

◎主催/北海道中央児童相談所 ◎申込締切/10月6日(水)

◎申込・問合せ/子ども相談センター

※ なお、予約のない場合、当日の申し込みはできません。

子ども相談 子ども相談センター TEL 74-8932(相談専用)

18歳未満の子どもに関する子育てや家庭・学校などでの悩み事に、専門の相談員が電話や面接での相談・アドバイスをします。

◎日時/毎週月～金曜(祝日および年末年始を除く) 9:00～16:00 ◎場所/子ども相談センター相談室(市役所2階)

母子相談 子ども相談センター TEL 72-3195(直通)

母子家庭等の皆さんが抱えているさまざまな悩み事や母子寡婦福祉資金の貸付などに関する相談に、専門の母子自立支援員が電話や面接での相談・アドバイスをします。

◎日時/毎週月～金曜(祝日および年末年始を除く) 9:00～16:00 ◎場所/子ども相談センター相談室(市役所2階)

臨床心理士相談【予約制】 子ども相談センター TEL 72-3195(直通)

臨床心理士(カウンセラー)が電話や面接での相談・アドバイスをします。18歳未満の子どもに関する子育てや子どもの成長に伴うこと、不登校や引きこもりなど、さまざまな問題解決に向けて、サポートします。

◎日時/10月7日・14日・21日(すべて木曜) 13:00～16:00 ◎場所/子ども相談センター相談室(市役所2階)

◎臨床心理士/市川 啓子

このコラムの感想を、子ども相談センター(☎72-3195)までお寄せください。